

保護地区等保存助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自然と共生するまちづくりに関する条例（平成17年3月30日西宮市条例第32号。以下「条例」という。）第33条及び自然と共生するまちづくりに関する条例施行規則（平成17年3月31日西宮市規則第42号。以下「規則」という。）第17条第1項第1号及び第2号の規定に基づき交付する助成金について必要な事項を定める。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、条例第12条第1項、第2項又は条例第23条第2項の規定により指定された保護地区又は景観樹林の土地（以下「当該土地」という。）の所有者又は当該土地を賃借している者（以下「所有者等」という。）とする。ただし、保護地区等に係る所有者等の所有区分又は賃借区分が明らかでない場合において、所有者等が代表者を定めたときはその代表者とし、所有者等が代表者を定めないときは市長が指定する者を交付対象者とすることができる

2 国又は地方公共団体（財産区を除く。以下「国等」という。）が所有又は賃借（以下「所有等」という。）する地域に係る当該土地に対する助成金は交付しない。

3 第4条に規定する査定日の属する会計年度（地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条に規定する会計年度をいう。以下「査定日の属する会計年度」を「当該年度」という。）の初日後において、所有者等に異動があった場合、異動前の所有者等も交付対象者とすることができる。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、各号に定める基準により算出する。

- (1) 当該土地の所有者に対する当該土地に係る西宮市市税条例（昭和25年西宮市条例第15号）の規定による固定資産税及び都市計画税相当額（以下「税相当額」という。）以内の額。ただし、当該土地を賃貸している場合には、賃貸料が税相当額を下回る場合のみ、税相当額と賃貸料の差額以内の額を助成するものとする。
- (2) 当該土地を賃借している者に対する賃借料相当額以内の額。ただし、賃借料相当額が税相当額を上回る場合は、税相当額以内の額とする。
- (3) 一の当該土地について、賃借している者が存在する場合には、原則として賃借しているも者に助成するものとし、第2号に定める助成を行う場合は、第1号に定める助成を重複して行わない（第1号ただし書きの場合を除く）。また、当該土地が条例第12条第1項、第2項又は条例第23条第2項の規定により、自然保護地区、生物保護地区又は景観樹林保護地区が複合して指定されている場合は、各保護地区のうち最も指定面積の大きな保護地区により助成する。
- (4) 当該年度の初日後であって、次条第1項に規定する査定日（この項において、「査定日」という。）前において、滅失又は指定解除（以下「滅失等」という。）があった当該土地に対する助成金の額は、前3号の規定によって算出して得た額を12で除した額（その額に1円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額。以下この項において同じ。）に、当該年度の初日から滅失等があった日の属する月までの指定月数を乗じて得た額とする。
- (5) 当該年度の中途に指定された当該土地に係る助成金の額は、第1号から第3号の規定により得た額を12で除した額に、指定日の属する月の翌月（その日が初日であるときは、その日の属する月）から査定日の属する月までの指定月数を乗じて得た額とする。

- (6) 条例第20条又は24条に規定する区域変更（以下「区域変更」という）のある場合の助成金の額は、区域変更前の当該土地について、第1号から第3号の規定により告示した日（以下「告示日」という。）の属する日までの指定月数を乗じて得た額に、査定日において第1号から第3号の規定により得た額を12で除して得た額に告示日の属する月の翌月（その日が初日であるときは、その日の属する月）から査定日の属する月までの指定月数を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、第4号又は第5号の適用がある場合の助成金の額は、当該土地の指定期間に応じてそれぞれ月割り計算により算出した額の合計額とする。

2 前項第3号に規定する保護地区の面積は、条例第12条第9項又は第23条第6項の規定により告示された面積とする。

（助成金の交付審査及び交付決定）

第4条 市長は、毎年3月1日（以下「査定日」という。）現在で、当該土地に係る所有者等ごとに、次の各号について審査を行う。

- (1) 条例及び基礎違反の有無並びにその期間
- (2) 管理期間及び管理状態
- (3) 保護地区については、指定面積及び当該面積の増減
- (4) 交付対象者の適否
- (5) 所有区分が不明の場合は、所有等の持分の割合

2 市長は、第2条第1項に規定する助成金交付対象者ごとに、前項の規定による審査を行い、次の各号について決定し、保護地区保存助成金交付決定通知書（様式第1号 以下「決定通知書」という。）により通知する。

- (1) 助成金の交付又は不交付
- (2) 助成金の交付額
- (3) 助成金の交付条件

3 前項第2号に規定する助成金の交付額を決定する場合、前条第1項の規定により得た助成金の額を基準として決定するものとし、第1項の規定による審査の結果によっては、次の各号に定める基準による。

- (1) 第2条第1項に規定する助成金交付対象者が条例第16条、第18条又は第27条の規定による命令に従わなかったときは、助成金を交付せず、条例の他の規定又は規則に違反したとき若しくは管理を行わなかった期間があるときは、その期間にかかる助成金は交付しない。
- (2) 一の当該土地において、2以上の所有者のある場合の所有者等に対する助成金の額は、第3条第1項各号の規定によって得た金額について、所有者等の所有等の区分が明らかなきときは、当該区分割合によって算出して得た額とし、所有等の区分が明らかでないときは所有等の割合によって按分して得た額とする。
- (3) 当該年度の中途において、所有者等に異動があったときは、所有等異動前の所有者等及び異動後の所有者ごとに、第3条第1項第6号の規定に準じて月割りで計算して得た額とする。

（助成金の交付の請求）

第5条 前条の規定により決定通知書を受けた者で当該助成金の交付を受けようとする者は、当該年度の査定日の属する月の25日までに保護地区等保存助成金交付請求書（様式第2号 以下「交付請求

書」という。)により市長に請求しなければならない。

- 2 前項の規定により郵送によって交付請求書が送付されたときは、郵便局における消印がなされた日に市長に請求したものとみなす。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
- 2 施行日から当分の間、第4条第2項第2号の助成金交付額は市長が別に定める額とする。
- 3 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月9日から実施する。

付 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(様式第1号)

年度保護地区等保存助成金交付決定通知書

西 第 号
年 月 日
(年)

様

西宮市長

保護地区等保存助成金交付要綱に基づき、次のとおり助成金の交付について決定しましたので通知します。

	整理番号
1. 決定区分	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 一部交付する <input type="checkbox"/> 交付しない
2. 決定金額	
備 考	

(様式第2号)

整理番号

年度保護地区等保存助成金交付請求書

年 月 日
(年)

西 宮 市 長 様

住 所.....

T E L.....

氏 名..... 印

代表者..... 印

保護地区等保存助成金交付要綱に基づき、 年 (年) 月 日付西 第 号で
交付決定のあった助成金について、次のとおり請求します。

助成金交付請求額

助 成 金 の 振 込 先	金融機関名			
	預金種別		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

※上記振込先内容に訂正がある場合は、二重線を引き、訂正印を押して、正しい振込先をご記入ください。

委任状 (請求書と上記の口座名義人が異なる場合のみ記入して下さい。)

年 月 日
(年)

私は、上記口座名義人を代理として、西宮市から受ける上記請求の助成金を領収することを委任します。

委任者 (請求者)

住所.....

氏名 (法人の場合は名称)..... 印

代表者 (法人の場合のみ記入)..... 印

受任者 (口座名義人)

住所.....

氏名 (法人の場合は名称)..... 印

代表者 (法人の場合のみ記入)..... 印